令和5年度スポーツ少年団登録事務について

1 登録事務について

(1) 団 員 登録する年の4月1日現在満3歳以上とする。

ただし、満3歳以上小学生未満の者は、単位スポーツ少年団の活動内容・受入体制や 当該者の体力・運動能力等を充分に考慮し、個別に対応するものとする。

団員数は10名以上とする。ただし、活動競技・種目により地域の子どもの人数等の 実情により、10名未満でも登録可能。

(2) 指導者 登録する年の4月1日現在満18歳以上であること。

更新団については、2名以上の登録が必要。

指導者は、少なくとも2名以上が「スポーツ少年団の理念を学んだ指導者(次のいずれかにあてはまる者)」で構成されていること。

- ・令和元(2019)年度にスポーツ少年団認定育成員・認定員の資格を保有していた者
- ・スタートコーチ(スポーツ少年団)資格保有者

※令和4年度に引き続き、全ての更新登録単位スポーツ少年団を対象に、「スポーツ少年団の理念を学んだ指導者」が1名以下でも登録可能とする。

ただし、その場合、登録者(指導者・役員・スタッフ)のうち1名または2名が令和5年 度スタートコーチ(スポーツ少年団)養成講習会を受講する必要がある。

((新規登録団体について))

初年度に限りスポーツ少年団の理念を学んだ者が必置とせず、20歳以上の指導者、役員 またはスタッフ2名以上の登録を必須とし、そのうち少なくとも2名が当該年度内にスタ ートコーチスポーツ少年団養成講習会を修了する必要がある。

2 登録申請締切日について

7月31日(月)締切 訂正追加:8月18日(金)締切

3 登録料について

- (1) 団 員 1.200円(国300円、県200円、市700円)
- (2) 指導者 1,700円(国700円、県500円、市500円)

役 員 1.700円(国700円、県500円、市500円)

スタッフ 1. 700円 (国700円、県500円、市500円)

☆二重登録の場合は、単位団ごとに登録料が必要です。(登録料×単位団数)

☆登録料は、おつりのないようご協力をお願いいたします。

4 登録方法について

(1)登録案内 3月に日本スポーツ協会から、昨年度の登録アドレスへ「再招待のお知らせ」メールが送信されています。

メールに記載の URL から、パスワード・アカウントの再設定を行ってください。

※パスワードの登録期限が過ぎてしまった場合は、君津市スポーツ少年団事務局(スポーツ推進課)へお問合せください。

 \downarrow

(2)登録申請Web登録マニュアルを参考に登録してください。 マニュアルはWeb登録システムからダウンロードできます。

(3)登録料納入 登録申請完了後、日本スポーツ協会から「支払依頼のお知らせ」メールが送信送信されます。

メールに記載された期日までに、クレジットカード、コンビニ支払い、口座振 込、または君津市スポーツ少年団事務局(市役所2階)にてお支払いください。

※口座振込でお支払いされる場合は、振込が完了いたしましたら君津市スポーツ少年団事務局(スポーツ推進課)までご連絡ください。

(4)各章のお渡し 登録完了後、団員章・指導者章・役員及びスタッフカード・認定リボンを、スポーツ中団事務局(スポーツ推進課窓口)にてお渡しいたします。

お手数をお掛けいたしますが、クレジットカード、コンビニ支払、口座振込に て登録料を納入された単位団は、スポーツ少年団事務局(スポーツ推進課窓口) へ受取にお越しくださいますようお願いいたします。